

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2024年12月27日）

■第3版 第7刷（2024年2月15日発行）の修正・更新箇所

※第1刷からの修正箇所は https://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109383_corrections.pdf をご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
第1章 調剤の流れ-2. 薬局調剤の流れ					
19		「memo オンライン服薬指導」を追加		※1参照	24/12/27
第2章 受付とインタビュー-2. 薬局での処方箋受付と患者対応					
32	memo	「memo 電子処方箋」を追加		※2参照	24/12/27
第2章 受付とインタビュー-4. 後発医薬品					
37		「memo 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養」を追加		※3参照	24/12/27
第3章 処方監査と疑義照会					
40	図1	差し替え		※4参照	24/12/27
第10章 注射剤の計量調剤（無菌調剤）-2. 注射剤の混合調製 -b) 高カロリー輸液の混合調製					
173	表1 上から5~7行目	下記の3行を削除 ハイカリック® NC-L(テルモ) 700mL, 1,400mL ハイカリック® NC-N(テルモ) 700mL, 1,400mL ハイカリック® NC-H(テルモ) 700mL, 1,400mL			24/12/27
176	表3「ネオパレン®1号」と「ネオパレン®2号」の1パックの液量	1,000mL, 1,500mL, 2,000mL	1,000mL, 1,500mL	赤字部分を削除	24/12/27
176	表3「ピーエヌツイ ン®-1号」の1パッ クの液量	1,000mL, 2,000mL	1,000mL	赤字部分を削除	24/12/27
176	表3「ピーエヌツイ ン®-2号」の1パッ クの液量	1,100mL, 2,200mL	1,100mL	赤字部分を削除	24/12/27
191	memo 左列上から1 行目（見出し）	無菌製剤処理料（ 2016年4月改正 ）	無菌製剤処理料（ 2024年4月改正 ）		24/12/27
191	memo 左列上から6行目	点滴注射、中心静脈注射 又は 植込型力 テー ルによる中心静脈注射を行う際 に、	点滴注射、中心静脈注射、植込型力 テー ルによる中心静脈注射 又は 脳脊 髄腔注射を行う際に、		24/12/27
191	memo 右列下から1行目	安全キャビネットを備えていること。	安全キャビネットを備えていること。 ただ し、無菌調剤室を共同利用する場合は、 この限りでない。	赤字部分を追加	24/12/27
索引					
274	数字・欧文	「cv…141, 144」の下に「CVポート…172」を追加			24/12/27
274	数字・欧文	「open-ended question…21」の下に「PICC…172」を追加			24/12/27
274	和文「お」	「おくすり110万…48」の下に「オンライン服薬指導…19」を追加			24/12/27
274	和文「か」	「簡易型クリーンベンチ…121」の下に「簡易懸濁法…109」を追加			24/12/27
276	和文「ち」	「中心静脈栄養輸液…172」の下に「長期収載品の選定療養…37」を追加			24/12/27
276	和文「て」	「電子カルテシステム…271」の下に「電子処方箋…32」を追加			24/12/27

図表

※1	<p>「memo オンライン服薬指導」を追加</p> <p>memo</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン服薬指導 <p>オンライン服薬指導とは、患者がスマートフォン等のデバイスを活用して、ビデオ通話（音声+映像）で薬剤師の服薬指導を受けることをいう。2019年に医薬品医療機器等法が改正され、2020年9月より施行された。患者は薬局まで出向かなくても、服薬指導を受けられる。通信方法として音声のみは不可であり、また、患者及び薬局が必要なセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>
※2	<p>「memo 電子処方箋」を追加</p> <p>memo</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 服薬状況等の確認は「調剤を行う前の処方箋受付時」 <p>2014年4月の調剤報酬改定により、薬剤服用歴管理指導料の留意事項が以下のようになつた。 「薬剤服用歴管理指導料について、服薬状況並びに残薬状況の確認及び後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認のタイミングを、調剤を行う前の処方箋受付時とする。」 これらの項目については、服薬指導時に確認するのではなく、調剤を行う前に行うべきという要件が課せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子処方箋 <p>電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものであり、2023年1月より全国で運用が開始された。患者は処方箋を持ち歩かなくてすむため、紛失や再発行の心配がない。また、医療従事者間での情報共有がスムーズに行えるため、業務の効率化が図れる。</p>
※3	<p>「memo 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養」を追加</p> <p>memo</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養 <p>後発医薬品がある薬で、医療上の必要性がないにもかかわらず、患者が「後発医薬品でなく先発品を使いたい」と希望した場合には、特別の料金を上乗せして支払う制度であり、2024年10月から開始された。</p>

処方せん													
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)													
⑧	公費負担者番号					保険者番号					⑨		
	公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					⑩		
①	氏名		保険医療機関の所在地及び名称										②
	生年月日 明大聖平令		年 月 日			男・女		電話番号		③			
	患者者		被保険者		被扶養者		保険医氏名		印		④		
	区分		都道府県番号		点数表番号		医療機関コード		⑤				
	交付年月日		令和 年 月 日		処方せんの使用期間		令和 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。		⑥		
	處方		個々の処方について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。										⑦
リフィル可 □ (回)												⑧	
備考		保険医署名 〔変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・捺印すること。〕										⑨	
⑩		保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) □保険医療機関へ残薬照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供										⑪	
⑪		調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を表記するとともに、調剤日及び次回調剤予定期日を記載すること。) □1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定期日(年 月 日) 次回調剤予定期日(年 月 日)										⑫	
⑫		調剤済年月日		令和 年 月 日		公費負担者番号		⑬					
⑬		保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号		印		⑭					
⑭		保険薬剤師氏名						⑮					
⑮		⑯										⑯	
麻薬処方箋の場合												⑰	

図1 ● 処方箋の記載事項

記載漏れや不備がないか確認が必要。

備考:長期収載品の選定療養の導入に伴い、2024年10月から処方箋の様式が変更され、「変更不可（医療上必要）」と、「患者希望」欄が設けられた。

※注：本書中の他の処方箋の図では、2024年10月改定以前の旧様式になっているので注意

出典：新ビジュアル薬剤師実務シリーズ『下 調剤業務の基本 [技能] 第3版』
第3章（株式会社羊土社）